

# 養育費に関する公正証書等作成費補助金のご案内

予算の範囲内での補助となるため、年度途中で受付けを終了する場合がありますので、申請をお考えの方は、必ず事前にご相談ください。

## 《対象》

養育費に関する公正証書等を作成した桑名市内に住所を有するひとり親であって、次の受給要件の全てに該当する方

- 養育費の取決めに係る経費を負担していること
- 養育費の取決めに係る公正証書等を有していること
- 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養していること
- 同一の児童を対象として、過去に同様の内容の補助金を交付されていないこと

## 《補助対象経費》

養育費の取決めに要する経費のうち、本人が負担した次の費用

- 公証人手数料令に定められた公証人手数料
- 家庭裁判所の調停もしくは審判の申立てまたは裁判に要する収入印紙代
- 戸籍謄本等添付書類取得費用および連絡用郵便切手代（補助金の申請に要したものを含む。）

## 《補助金額》

対象経費の全額（上限3万円）

## 《申請期限》

公正証書等を作成した日の翌日から6月以内

※ 特別の理由がある場合は、期限経過後の申請でも認められる場合があります。

## 《必要書類》

1. 申請書（桑名市養育費に関する公正証書等作成費補助金交付申請書）
2. 添付書類
  - (1) 全員
    - 領収書（申請者本人が負担したものに限り。）
    - 公正証書等（養育費を請求する権利を定めた強制執行認諾約款付公正証書、調停調書、審判書、判決書等）の写し
    - その他添付が必要な書類（必要に応じてお願いすることがあります。）
  - (2) 児童扶養手当を受給している方
    - 児童扶養手当証書の写し
  - (3) 児童扶養手当を受給していない方
    - 本人および対象児童の戸籍謄本（または抄本）の写し
    - 世帯全員の住民票の写し
3. 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）

## 《お問い合わせ》

桑名市役所 子ども未来部 子ども総合センター 家庭支援係 電話 0594-24-1298